

日本初の反人種差別法である「ヘイトスピーチ解消法」制定から5年。2021年の今、日本の差別撤廃に関する状況はどう変わったのでしょうか。

2016年は「ヘイトスピーチ解消法」だけではなく、「障害者差別解消法」と「部落差別解消推進法」を含めたいわゆる「差別解消三法」が施行された年でした。その3年後の2019年には「アイヌ施策推進法」も施行されました。しかしながら、日本には未だに国連から勧告されているような包括的差別禁止法が存在しません。

理念法であるヘイトスピーチ解消法だけではヘイトスピーチは止められません。日本には、在日コリアンを含む外国にルーツを有する人々、被差別部落民、障害者、アイヌ民族、琉球の人々、女性、性的マイノリティなど、多様なマイノリティに対する差別が存在します。それにもかかわらず、日本では未だに差別撤廃の法制度が整っているとは言い難い状況です。この5年を振り返り、日本において求められる国際人権基準に則った法制度を2021年の今、改めて考えます。

◆プログラム

障害者差別解消法

白井久実子（DPI女性障害者ネットワーク／障害者欠格条項をなくす会）

部落差別解消推進法

川口泰司（（一社）山口県人権啓発センター）

アイヌ施策推進法

多原良子（メノコモシモシ）

ヘイトスピーチ解消法

師岡康子（外国人権法連絡会）

差別禁止法の現段階

ヘイトスピーチ解消法から5年

2021年5月26日（水）
12:30-14:00 @ Zoom

本集会はZoom ウェビナーを使ったオンライン集会です。5月25日（火）までに右のQRコードからご登録ください。なお本集会では、聞こえに障害のある方など文字による情報を求める方向けに文字通訳を提供します。詳細はQRコードのリンク先をご覧ください。また視覚障害等でフォームからの入力難しい方は、下記までご連絡ください。



◆連絡先 5antiracistgroups@gmail.com

◆主催 外国人権法連絡会／移住者と連帯する全国ネットワーク／人種差別撤廃NGOネットワーク／のりこえなっと／ヒューマンライツナウ

※嫌がらせやネットでの中傷等を目的としたご参加は固くお断りします